

平成 30 年 第 6 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 平成 30 年 6 月 15 日 (金) 午後 1 時 55 分～午後 2 時 56 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール
3. 出席委員数 12 名
4. 欠席委員数 3 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	欠	11 番	神志那靜清	出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	欠	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	出	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	欠	10 番	矢野 源平	出			

5. 議事録署名委員の指名

11 番 神志那 靜清 12 番 工藤 妙子

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史
係 長 藤田 鉄也
係 員 藤田 美智 足立 貴裕 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第 33 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第 34 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第 35 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について
- (4) 議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (6) 議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (7) 議案第 39 号 現況証明（非農地証明）について
- (8) 議案第 40 号 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は 12 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。

それでは、これから進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。一番今、田植えの真っ最中で本当に忙しい中に、こうして多くの方にご出席いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

我々農業委員会は、上がってきた議案の許可権者でもあります。本日約2割程度の方の欠席と。忙しいのは当然分かっておりますが、やはり一応、許可権者ということ、受けて頂いた以上は努めて頂きたいなど。皆さん方にもお願いするところでございます。

先の農業新聞で現況調査というものがありまして、法人が5割、平成27年から昨年までですかね、減収と。これがひとえに天候不順と人手不足と言わわれております。また、この間ありましたJA中央会長と県の方の外国人の雇用の問題につきましても、大分県は特に白ネギと大葉そしてニラと言うことで。農協が管理をして、個々の農家と契約を結ぶと言われておりました。またその外国人の雇用につきましても3年から5年に延長されると言ふことあります。どうしても大分の中央会長でありますので、どうも地元のことかなと。やはりそれを中山間にも早くして頂きたい。我々、多くの大規模農家の方も雇用が減ってきたなと聞いております。まあそういうことでありますので今日も簡潔に早く終わりたいなと思っております。皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願ひします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は12名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭にお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから平成30年第6回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時00分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。

11番神志那靜清 委員、12番工藤妙子 委員にお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。平成30年第5回定例総会から本日の平成30年第6回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた1点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

続きまして、各種報告ですが、今回は特ないようです。

それでは、報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の 1 ページをご覧ください。
「報告 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」
(議案書のとおり番号 1 番の 1 案件について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません] の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程 4 の議事に入ります。

まず、議案第 28 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて を議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課の佐々木です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の 1 ページをご覧ください。議案第 33 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。平成 30 年 6 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く 2 ページをご覧ください。
(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読)
以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号 1 番の案件を 1 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1 番委員 緒方の麻生祐三子です。6 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、申請者 ●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。申請地は、所有者が高齢で健康面に不安があるため、この先何年も耕作を続けられない状況にある。今後は売買で譲渡し、太陽光発電施設用地として有効活用してもらう計画があるので除外をお願いしたいと思い申請を行ったものです。変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため、第 2 種農地のその他の農地となります。許可基準は、第 2-1-(1)-カ-(イ) の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当します。農地転用の許可の要否は、第 5 条申請が必要となります。地区審査会の意見としては、除外後の農地区分は、第 2 種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ、転用は可能である。となりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第33号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。

議案第33号の番号1番の1案件については、意見を求められております。

審査報告は、番号1番の1案件につきましては、転用は可能である。とのことです。この意見でよろしいでしょうか、賛成する委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第33号農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについての番号1番の1案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。

議長 続いて、議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について及び議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）については関連がありますので一括して説明いたします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の曲です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の3ページをご覧ください。議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。平成30年6月15日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて平成30年6月18日公告予定分を朗読）以上です。

引き続き、農用地利用配分計画について説明させていただきます。7ページをお開きください。議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について農用地利用配分計画を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。平成30年6月15日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く8ページをご覧ください。（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第34号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第34号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長　　挙手全員により、議案第 34 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定されました。

議長　　次に、議案第 35 号については、意見を求められております。
これより質疑を許可します。

委員　　[ありません] の声あり

議長　　他に質疑はありませんか、無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 35 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局　挙手全員です。

議長　　挙手全員により、議案第 35 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり、問題ないといたします。

議長　　ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後 2 時 17 分)

議長　　それでは、再開します。
(とき、午後 2 時 18 分)

議長　　次に議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局　それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。
「議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読)

議長　　事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、23 番 宮成敏彦 委員にお願いいたします。

23 番委員　緒方の宮成敏彦です。6 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●●さんから、譲受人 ●●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は高齢で後継者もいない事から、農地の整理を検討し、これまで農地の管理をお願いしていた譲受人に相談しました。譲受人も申請地が自宅に近く、利便性が良いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、536 アールとなり下限面積の 40 アールを超えていました。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●さんから、譲受人 ●●●●●さんへ

の売買による所有権移転であります。譲受人は自己所有の緒方町大石の自宅が老朽化しており、緒方町の中心部からも遠かつたため新居を探しており、申請地に隣接する緒方町柚木字下ノ平 1296 番の土地家屋を譲渡人から売買で取得しました。その際、譲渡人から、高齢で施設入所中であり農地の管理ができないため申請地も買ってくれないかと相談があり、譲受人も申請地が自宅に近く、利便性が良いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、141 アールとなり下限面積の 40 アールを超えていいます。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番の 1 案件を 25 番 合澤哲彦 委員にお願いいたします。

25 番委員 緒方の合澤哲彦です。6 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は相続で農地を取得しましたが、市外在住で農地の管理が困難であったので、これまで申請地の管理をお願いしていた譲受人に相談しました。譲受人も自身の経営地に近く利便性が良い事から売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。

なお、譲受人の世帯は、主に父が耕作を行っていますが、将来的に後継者となる予定の息子が申請者になっています。譲受人の権利取得後の経営面積は 112 アールとなり下限面積の 40 アールを超えていいます。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 36 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声

議長 あの、私から良いでしょうか。2 番の案件ですが、1 筆 1 筆、面積が広いのですが反当 1 万円という値段、1 万円はどこから、この値段になったんでしょうか。あんまり安いかなと思って。

事務局 はい、この案件ですが、ここは水利組合に入っています、水利組合は抜けられないと言うことです。ですから持っている間、一生、水利費を払い続けるということです。ですから、双方で話し合ってその分を加味して、この値段ということです。

議長 いや、ぱっと見たらね、あんまり面積が広いもんでね。

23 番委員 はい、私が現地を訪問いたしまして、その時に感じたこと、それと譲渡人は一人暮らしで私が民生委員の時によく訪問しておりました。その関係で家のこともよく知っておりますが、大変農地が荒れています。それと明正井路、これが簡単に抜けられないものですから。水利費の関係も含めて家も売買しています。それで農地も引き受けてくれないかという状況です。以上です。

議長 はい、分かりました。それでは他に質問はないでしょうか。

委員 [ありません] の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 36 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 36 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号 1 番の 1 案件を 9 番衛藤英教 委員にお願いいたします。

9 番委員 大野の衛藤英教です。6 月 6 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、申請人 ●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請者は自宅敷地の駐車スペースが手狭になったことや、申請地に隣接する宅地にある農業用倉庫からの搬入、搬出の利便性が悪かった事から、昭和 60 年 5 月頃に申請地を進入路及び駐車場用地として整備し現在まで宅地の一部として利用してきました。

今回、無断転用であることが分かり、是正のため申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (1) の力の (イ) の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 37 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長

他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 37 号の番号 1 番の 1 案件につきまして、許可基準の不許可要件に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 37 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長

挙手全員です。

議長

挙手全員により、議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長

次に、議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について朗読)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。

まず、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件を 4 番 清田義幸 委員にお願いいたします。

4 番委員

三重の清田義幸です。6 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●さんへの所有権の移転が伴う農地の転用の件についてであります。譲受人は、三重町内の借家で妻と子供 2 名の 4 名で生活していますが、子供の成長に伴い手狭となってきたため、三重町内での家の新築を計画しました。農地以外で適当な土地を探しましたが、条件的な折り合いが整わず断念していたところ、申請地を見つけ譲渡人に相談しました。譲渡人も申請地の管理に困っていたため、売買の話がまとまり、申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第 3 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (I) の工の (イ) の第 3 種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●さんへの所有権の移転が伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、三重町内の借家で妻と子供 2 名の 4 名で生活していますが、子供の成長に伴い手狭となってきたため、学校区の変わらない借家近くでの新築を計画しました。農地以外で適当な土地を探しましたが、条件的な折り合いが整わず断念していたところ、申請地を見つけ譲渡人に相談しました。譲渡人も規模縮小を考えていたため、売買の話がまとまり、申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (I) の力の (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に番号 3 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転が伴う農地の転用の件についてであります。譲受人は、三重町内の借家で妻と子供 2 名の 4 名で生活していますが、子供の成長に伴い手狭となってきたため、三重町内での家の新築を計画しました。農地以外で適当な土地を探しましたが、条件的な折り合いが整わず断念していたところ、叔父の所有する申請地を見つけ相談しました。叔父である譲渡人も申請地の管理に困っていたため、売買の話がまとまり、申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (l) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上報告します。

議長 次に、番号 4 番の 1 案件を 1 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1 番委員 緒方の麻生祐三子です。6 月 6 日に行いました 緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 4 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。

譲受人は申請地で長年畜産業を営んでいます。昭和 56 年ごろ、自宅敷地の牛舎が手狭であったため、農機具倉庫等を含めた経営規模拡大の計画をしました。申請地以外の土地も探しましたが、自宅からの距離や面積不足で断念していたところ、譲渡人の父所有の申請地が自宅にも近く、面積も適当であったことから話をまとめ、昭和 57 年 3 月に畜舎及び堆肥舎、昭和 63 年 2 月に乾燥機倉庫及び糀殻倉庫、平成 8 年 10 月に子牛小屋及び機械倉庫を平成 22 年 4 月に農機具用の倉庫としてビニールハウスを建築し、これまで利用してきました。今回、申請地の転用許可が必要であることが判ったため、譲渡人と売買の話をまとめ、農振用途変更後には正のための申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分は農用地 区域内 農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (l) のアの (イ) の b 農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 38 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 38 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 38 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての番号 1 番

から番号 4 番までの 4 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 39 号 現況証明（非農地証明）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。

「議案第 39 号 現況証明（非農地証明）について」

（議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について地区審査会の報告を求めます。

まず、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、4 番 清田義幸 委員にお願いいたします。

4 番委員 4 番三重 の清田義幸です。6 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、申請者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、農地法施行前（昭和 27 年 10 月 20 日以前）の昭和 25 年 11 月頃にクヌギ 250 本を植林しており、今後も山林として管理するものです。判断基準は、農地法施行前より非農地であった土地に該当します。周囲への影響については、申請地の周囲は山林原野化しており、耕作している農地はないため、周囲への影響は認められません。調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められます。

次に番号 2 番の案件については、申請者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、山際の矮小な農地であり、周辺が山林原野化したため、30 年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したもので、判断基準は、申請地は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合又はその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響については、申請地は山際に位置する条件の悪い農地であり、隣接する農地や農道への影響もありません。調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められます。以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番の 1 案件を 1 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1 番委員 緒方の麻生祐三子です。6 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件については、申請者 株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。

申請地は、農地法第 5 条許可を得て転用を行った土地で、現況は駐車場及び倉庫用地となっていますが、許可書を紛失し、地目変更できないため申請したもので、判断基準は、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。地区審査会の意見としては、現況証明して問題ないとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 39 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 件について、これより質疑を許可します。

- 委員 [ありません] の声多数
- 議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第 39 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。
- これから採決します。議案第 39 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 事務局長 挙手全員です。
- 議長 挙手全員により、議案第 39 号 現況証明（非農地証明）についての番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。
- 議長 次に、議案第 40 号 農業委員会の平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について を議題とします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局 農業委員会事務の実施状況等の公表につきましては、平成 28 年 4 月 1 日施行の改正農業委員会法の第 37 条で農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他、農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用、その他の適切な方法により公表しなければならない。と定められており、情報の公表が法定化されております。
また、改正法の施行規則第 15 条により、事務の実施状況は、毎年 6 月 30 日までに公表することとされ、公表期間は当該公表の日から 3 年間とされています。
なお、この件につきましては、予め先般の地区審査会や地区会議で皆さんにその内容についてご説明しご承認いただいたところですが、今回のホームページ等で公表するに当たり、改めて定例総会で皆さんのご承認をいただきたいと考えていますので、ご了承お願いしたいと思います。別冊の議案第 40 号をご覧ください。農業委員会の平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてです。読み上げて説明をいたします。
(議案書のとおり、「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」 1 頁から 11 頁について朗読) 以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第 40 号につきまして、これより質疑を許可します。
- 委員 [ありません] の声多数
- 議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
これから採決します。議案第 40 号 農業委員会の平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について を原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長　　挙手全員です。

議長　　挙手全員により、議案第 40 号 農業委員会の平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、原案のとおり決定されました。

議長　　これをもちまして、平成 30 年第 6 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。
長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後 2 時 56 分)

議事録署名委員　　11 番委員

神代那智清

"

12 番委員

三浦妙子